

プレスリリース

反捕鯨団体シーシェパードによる妨害活動（第6報）

平成23年2月3日
財団法人日本鯨類研究所

本日20時50分頃（日本時間）から21時30分頃にかけて、第二期南極海鯨類捕獲調査（JARPAII）船団に属する第三勇新丸（YS3）は反捕鯨団体シーシェパード（SS）所属の妨害船ボブ・バーカー号（BB号）およびゴジラ号（G号）による妨害を受けた。

2050頃、BB号から発進したゴムボート1艇がYS3へ急速に接近し、異常接近を繰り返しながらゴムボートに乗船していた活動家がYS3に対し10本以上の酪酸瓶を投擲した。そのうち一本の酪酸瓶が船首甲板に当たり、酪酸臭が確認された。

また、G号はYS3の航路を妨害する形で30～40メートルまで繰り返し接近した。

両妨害船からのロープ投入は行われなかった。

妨害を受けている間、YS3はBB号およびG号活動家に対して警告放送を行うとともに、無用の接近・妨害活動を思いとどまらせるために警告放水を行った。

YS3の乗組員や船体に被害は出ていない。

日本が実施しているJARPAIIは国際捕鯨取締条約に基づくものであり、完全に合法的な調査活動である。シーシェパードが行っている妨害活動は調査捕鯨に従事する我が国の船舶および乗組員の生命・財産を脅かすものであり、このような危険極まりのない行為は許されるべきものではない。

当研究所は、再三にわたるIWC加盟国の一致した非難と自制の要求を無視し、今次のJARPAII調査船団に対しても危険な妨害を行う暴挙に出たSSを強く非難する。またBB号の旗国であるオランダ、G号の暫定的な旗国で右妨害船に母港を提供しているオーストラリアをはじめ、関係国に対しては、利用可能なあらゆる手段を講じ、SSの暴力行為の抑止を図り、その犯罪行為に対しては厳正に対処することを強く要望する。

（以上）